

災害時の緊急対応への協力に関する協定書

兵庫県県土整備部長（以下「甲」という。）と社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長（以下「乙」という。）とは、災害時における兵庫県県土整備部所管事業実施に伴う緊急対応について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害に伴う災害復旧事業等を実施するにあたり、甲が乙の会員の協力を得て、迅速かつ的確な事業用地の確保を行うために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定めるものをいう。

ただし、同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合も含むものとする。

2 「契約担当者」とは、各県民局長（土木事務所長、尼崎港・姫路港管理事務所長、但馬空港管理事務所長）を言う。

3 「用地担当主管課長」とは、県土整備部土木局用地課長を言う。

（協力要請の窓口）

第3条 契約担当者及び乙は、あらかじめ緊急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（緊急対応の内容）

第4条 緊急対応の内容は、次の事項の内、契約担当者から要請のあったものとする。

- 甲が実施する災害復旧事業等に必要用地を取得するための筆界点情報の収集若しくは復元
- 前号によるデータと公図（不動産登記法第14条地図及びそれに準ずる地図を含む）との整合性の検証
- 前号で公図との不整合が確認された場合の地図訂正に関する情報の収集及び図面等の作成
- その他表示登記に必要な事項

（協力要請の方法）

第5条 契約担当者は、第2条第1項に規定する災害が発生し、災害復旧事業等を実施するにあたり乙による緊急対応が必要であると判断した場合に、乙への要請を行うものとする。

2 前項の要請後、契約担当者は速やかに用地担当主管課長を通じて甲に報告するものとする。

3 契約担当者は、乙に緊急対応を要請するに当たっては、内容・期間・場所・その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付することができるものとする。

（緊急対応）

第6条 乙は、契約担当者から災害時緊急対応の要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員するものとする。

ただし、乙の会員のみで対応できないときは、乙は契約担当者と協議の上、乙と協定している他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会員を動員することができるものとする。

2 乙は、前項の緊急対応要請に対して会員等を動員した場合は、災害の規模に応じて、緊急対応全

体を指揮する監督者を選任し契約担当者に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙の会員が緊急対応業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、平成5年3月18日付けで甲乙間で締結した不動産登記業務委託に関する協定書（協定単価の改定含む。）に基づき別途随意契約を締結するものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、第6条の緊急対応に備え、平時よりその体制を構築するよう努めるものとし、原則として、毎年度次の書類を甲に提出するものとする。

- 緊急対応業務に関する乙の組織図
- 緊急対応業務に関する連絡担当者
- 緊急対応業務に従事できる社員名簿及び監督予定者
- その他、必要と認められる事項

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく災害時緊急対応業務が円滑に行えるよう、平時より必要な情報交換を行うものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

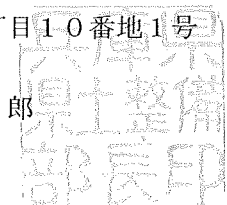
平成29年3月30日

（甲）

住所 神戸市中央区下山手通5丁目1-0番地1号

氏名 兵庫県 県土整備部

部長 濱田 士郎



（乙）

住所 神戸市中央区下山手通5丁目7番地6号

氏名 社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 樋口 幹典

